

会議名	第25回板橋区バリアフリー推進協議会
開催日時	平成21年9月2日(水) 午前10:00から11:50まで
開催場所	板橋区役所9階 大会議室A
出席者	<p>25名</p> <p>[委員 14名]</p> <p>野村会長、手嶋会長代理、大湯委員、加藤委員、杉浦委員、曾輪委員、照木委員、安委員、吉田委員、戸張委員、両角委員(代理)、浜田委員、副島委員(代理)、溝口委員(代理)</p> <p>[東京都職員 1名]</p> <p>佐藤福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課福祉のまちづくり担当係長</p> <p>[事務局:区4名]</p> <p>(福祉部)</p> <p>松浦福祉部長、石橋障がい者施設課長、長谷部福祉のまちづくり担当係長、堀井主事</p> <p>[オブザーバー:区6名]</p> <p>(政策経営部) 久保野営繕担当係長</p> <p>(都市整備部) 内池土地利用計画担当係長</p> <p>(土木部) 鈴木占用係長、南部計画担当係長(代理)、吉村みどり公園担当係長(代理)、片桐交通安全担当係長</p>
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる)
傍聴者数	3名
議 題	<p>報告事項</p> <p>(1) 委員の異動について</p> <p>(2) 東京都福祉のまちづくり条例の改正について</p> <p>(3) 「板橋区バリアフリーに関するアンケート調査」集計結果について</p> <p>(4) その他</p>
配付資料	<p>資料1 板橋区バリアフリー推進協議会委員名簿</p> <p>資料2 「東京都福祉のまちづくり条例の改正について」</p> <p>資料3 「板橋区バリアフリーアンケート調査結果報告書」</p> <p>資料4 「 // 子育て層編」</p>
所管課	福祉部障がい者施設課福祉のまちづくり担当

会長

おはようございます。朝早くから、会議にご参加いただきまして、有難うございます。ただいまより、第25回バリアフリー推進協議会を開催します。

はじめに、開会の挨拶を松浦福祉部長よりお願いします。

福祉部長

おはようございます。お忙しいところ、お集まりいただきまして、有難うございます。前回は3月でございまして、今回が今年度初めてということになります。今日は、異動等に伴いまして新たに委員をお願いする方もございます。後ほど委嘱状をお渡しいたします。

この時期になりますと、新しい年度の準備が始まります。国におきましても、8月末で概算要求が締め切られましたが、今回の総選挙の結果を受けまして、今までと予算の決めかたも変わるようでございます。板橋区では、7月頃に、各部の重点目玉事業について、部長が区長、副区長にプレゼンテーションを行います。福祉部では来年度に向けて、公共施設のバリアフリーマップについてのプレゼンテーションをさせていただきます。これがとおりました、来年度、福祉部の一番の目玉事業ということになります。皆様方のお力のおかげと思っています。合わせて、今年度9月補正予算を組みまして、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、バリアフリーマップの発行の前段として、区内の施設の現況調査を、区民参加のワークショップ形式も取り入れて実施することになっております。来年度は、この調査結果を踏まえまして、冊子版、ホームページ版を作成することになります。その際、作り方、配布の仕方、活用の仕方につきまして、ぜひ、皆様方のご意見、ご協力をお願いしたいと思っております。

本日は、東京都福祉保健局の佐藤係長から東京都福祉のまちづくり条例の改正についてのお話をいただきます。また、バリアフリーに関するアンケート調査について3月にいただいたご意見を踏まえて、集計いたしましたので、ご報告し、ご意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございます。実は、今日から一部趣向を変えております。皆様方の席をフリーにさせていただきました。というのは、こういった会議では、例えば、右側には障がい者団体、左側には事業者団体といった形で、対向する構図になっていることがあります。それよりも、お互いに話し合いがしやすいように、という趣旨でございます。

それでは、次第にそって進めていきたいと思いますが、その前に、皆様方に、事前に、資料をお送りしております。資料1から資料4まで、それから前回第24回の議事録をお送りしております。皆様、お持ちいただいておりますでしょうか。議事録につきましては、私が、皆様の代表として、目を通しております。ただ、私も、一語一句メモしているわけではございません。できるだけ、忠実に、ポイントを押さえているつもりでございますが、皆様方のご発言の趣旨と違っている部分等ございましたら、事務局のほうへお伝えいただきたいと思っております。それでは、内容に入ります。まず、報告事項として、

3点ございますが、1番目は、委員の異動について、事前に送付しております資料1に基づいて、事務局から説明をお願いします。

報告（1）委員の異動について

障がい者施設課長

人事異動等で、委員の異動がございましたので、お知らせいたします。板橋区商店街連合会環境委員長の交代に伴い、小宮康治様に代わりまして、長谷川孝一様にご就任いただきました。長谷川様は、本日ご欠席との連絡を受けております。また、東京都の人事異動に伴いまして、交通局建設工務部計画改良課長 野邑敏行様に代わり、両角幸範様にご就任いただきました。本日、両角様ご欠席のため、代理として、渡辺民夫様にご出席いただいております。同じく建設局第四建設事務所補修課長 後藤広治様に代わり、溝口博文様にご就任いただきました。本日、溝口様ご欠席のため、代理として、田中廣則様にご出席いただいております。新委員の任期は、前委員の残任期間、平成22年7月10日までとなります。福祉部長より委嘱状をお渡しいたします。

〈委嘱状の伝達〉

会長

ありがとうございました。本日、お二人とも代理の方でございますが、簡単にご挨拶をいただけないでしょうか。

委員

溝口の代理で、東京都第四建設事務所補修課の調査係長田中でございます。私どもは、東京都の道路の維持管理を担当している部署でございます。バリアフリー等の整備についても、できるだけ早く整備を行っていけるよう努力しております。こういった機会にいろいろなご要望等を承って、事業を進めていきたいと考えております。どうぞ、よろしくをお願いします。

委員

東京都交通局でございます。両角が本日欠席しておりまして、私、代理の渡辺と申します。よろしくをお願いします。私ども東京都交通局では、板橋区に地下鉄の駅を11駅持っておりまして、駅のバリアフリー化について努力しているところでございます。いろいろとご意見を伺いまして、より良いバリアフリー化に努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

報告（2）東京都福祉のまちづくり条例の改正について

会長

どうも、ありがとうございました。それでは、報告事項（2）に参ります。東京都福祉のまちづくり条例の改正についてでございますが、本日は、東京都福祉保健局の佐藤係長にお越しいただいております。事務局のほうから、ご紹介いただきます。

障がい者施設課長

本日は、東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課福祉のまちづくり係長佐藤雅代様にご出席いただいております。では、よろしくお願いいたします。

《資料2「東京都福祉のまちづくり条例の改正について」の説明》

会長

本日は、佐藤係長におみえいただいて、東京都のこれまでの取り組み、現在の取り組み、特に条例改正についての説明、それから、これからの推進計画について、最後にユニバーサルデザインについての補足を、大変要領よくまとめてご報告いただきました。皆様方から、今の説明についてご質問等ございませんか。

今日の説明で、私どもに身近な問題として何があるかということ、レジュメの11ページの下段ですが、「建築物に関する改正の概要」というのがあります。これまでの福祉のまちづくりでは、極端にいうと大きな建築物が対象でした。国は床面積が2,000㎡以上ということで、都はもう少し小さな建築物に対応するように努力してまいりました。区によっては、対象を、さらに小さな建築物にまで広げております。今回は、東京都の条例が、かなり小さな建築物まで適用されるようになりました。これが一番大きな問題だと思います。具体的には「小規模建築物の整備基準」を設けまして、200㎡未満の建築物に対しても適用していこうということでもあります。例えば、診療所、高齢者の皆さんの利用が大変多い施設ですが、よく見ると階段しかなかったりということもあります。それから、コンビニエンスストア、小さなスーパーマーケット、飲食店、ガソリンスタンドという、われわれの日常生活に身近な建築物に対して、この条例を適用していこうということです。もちろん、それぞれの事業主の方にはいろいろとご負担いただくこともあろうかと思いますが、ぜひ、高齢者の皆さん、障がいがある皆さんに少しでも安全で安心して生活できる環境を広げていこうではないか、特にこの板橋区では、大山の商店街の皆さんにもご協力いただいて調査をさせていただきましたが、それをマニュアル化していこうということが大変身近な問題としてあろうかと思います。ただ、大きい建築物を整備する基準を、そのまま小さい建築物に全部適用するのは大変難しい、具体的には、区役所にあるような車いす用トイレ、基準では2メートル×2メートル以上の寸法ということになっていますが、これを小さなコンビニエンスストアやスーパーなどにすべて整備をするというのは、なかなか難しい問題があろうかと思いますので、それは小規模建築物に対する整備基準を別に定めているわけです。そういうことで、少しでも安全で安心して生活できる環境を整備していこうというのが、今回の条例改正の大きな目玉でございます。

いかがでしょうか、大体ご理解いただけましたでしょうか。それでは、特にご意見等

ないようですので、佐藤係長、お忙しいなかおいでいただきまして有難うございました。

それでは、報告事項の(3)で、「板橋区バリアフリーに関するアンケート調査」集計結果についてですが、これは第24回でも、本当のダイジェスト版を皆様方にご説明いたしました。そこで、いくつかのご質問等もいただいているわけですが、その辺も修正した形で、そして、前回は説明がなかった部分、子育て支援に関するアンケート調査結果についても、まとめりました。現段階でのまとめの状況を事務局からご説明いただきたいと思います。

報告(3)「板橋区バリアフリーに関するアンケート調査」集計結果について

障がい者施設課長

《資料3、4「板橋区バリアフリーに関するアンケート調査」集計結果の説明》

会長

はい、ありがとうございました。このアンケート調査は今年度の最重要課題でございます。資料3については、3月にご報告をいただきました。だいぶ、整理されて見やすくなったと思います。また、資料4については、丁寧に説明をいただきましたけれど、これも、同じようなレベルでまとめられていると思います。

まず、皆様方のご質問をお受けしたいと思います。どこの部分でも結構です。資料3、または資料4のどの部分とおっしゃっていただいて、ご意見、ご質問をお願いします。

皆さんからご意見が出るまでの間、私から一つ、資料4の4ページに、回答者が全員女性とあります。私も、子どもが小さい時期に子育てをした記憶がありませんので、あまりえらそうに言えませんが、全員女性であるということです。しかし、最近、まちを歩いていると、若いお父さんが子どもを連れて歩いています。そういう方の意見がヒアリングでも聞ければよかったなと思いました。多分、違った面が現れてきたかと思います。

もう一つは、子どもを一人連れている場合と、二人連れている場合では問題が違います。一番大変なのは、二人連れていて、一人がベビーカーで、一人が連れ歩きの場合で、こうなるとお母さんは、あちこちに気を配らなければならないので大変です。このアンケート結果で、そういうような比較を行うことはできるでしょうか。

事務局

子どもが二人いる場合のサンプル数が少ないので、難しいところがあるかもしれませんが、試してみたいと思います。

会長

できたら、ということで結構です。場合によっては、そういうお母さんに対するヒアリングをしてみるということもあろうかと思います。

皆さん方から、何かご意見がありますでしょうか。

委員

今回、子育てのほうのアンケートを見させていただいて、私自身は子育てをしたことがないのですが、心のバリアフリーのところ、これだけ誰かの手助けが必要と感じたことがある人が多いというのは意外に感じました。ただ、子育ての場合は難しいのが、手助けしてあげたい気持ちがあっても、子どもに、おじさんが声をかけるのも変な感じもしますし、そのあたりが非常に難しいなと思いました。妊娠中の場合のマークのようなものがあるようですが、子育ての場合にもそういうマークがあってもよいのかなと思いました。

心のバリアフリーについては、学校教育のなかでの取り組みが重要だとする意見があがっていました。子育ての場合の心のバリアフリーに対する学校教育は、障がい者、高齢者の場合とも違っていると思います。どういう教育をしたらいいのかという議論が、まだ十分でないとするば、じっくりと考えていかなければいけない問題です。子育ての心のバリアフリーに対する教育方法というのは、結構難しい問題があると感じました。

それから、私自身が、子育て経験のある60代の女性たちから聞いた話ですが、「最近のお母さん方は、電車のなかでベビーカーを開いたまま子どもを座らせていて、マナーがなっていない」ということでした。私自身は、そんなに混んでいなければ、ベビーカーに子どもが乗っていてもおかしいと思わないのですが、ベビーカーは電車内では閉じて抱えるのが当然のマナーであると思っている人もいて、それも子育て経験のあるお母さんがそう思っている場合もあるようなので、そういった認識の違いについても、考えていかななくてはならない課題だと思います。

会長

学校教育のなかでは、子育て層に対する心のバリアフリーについて、テキストのようなものの用意はあるのですか。

障がい者施設課長

今のところ、そういったテキスト等の用意はありません。

会長

教育の現場ではなかなか難しいところがあります。一つは時間が少ないということで、総合学習の時間も少なくなってきました。必要だとわかっているけれども時間がとれないという話を聞きます。大切なのは、テキストだけでやるのではなく、体験すること、体験教育ということが大変重要なことだと思います。

それから、電車のなかでのベビーカーについてもお話がありました。私も、あまり気になりません。昔は、バギー車といって折り畳みの、簡単な構造のベビーカーをよく使っていました。現在のベビーカーも折り畳めるのですが、ずっと構造がしっかりしています。そういったことも影響があるのかなと思いました。

妊娠中の女性がつけるマークですが、はじめは埼玉県内で採用されたものだと聞いて

います。最近、電車のシルバーシートのマークに追加して貼られていまして、かなり浸透してきています。

委員

まず、資料 4、子育て層編の調査対象について質問です。調査対象の数がすごく少ないという印象を持ったのですが、板橋区内では小学校入学前の子どもをもつ親は何人ぐらいいて、そのうえで、なぜ、44 人にしたのでしょうか、理由を伺いたいと思います。

次に、調査の方法についてですが、このアンケートの実施日が 1 月、2 月になっています。1 月、2 月を選んだ理由を教えてください。1 月といえば、外出しにくい時期です。もう少し外出しやすい時期に実施すれば、結果が違ったのではないかと思います。

最後に意見ですが、高齢者、障がい者のアンケート結果と子育て層のアンケート結果を対比しながら報告していただき、わかりやすかったと思います。ただ、このグラフに直接落とし込んでしまったほうが、一目でわかって良いのではないかと思います。子育て層の調査対象は少ないのですが、この設問だったら、高齢者、障がい者では、こう、というのがぱっと見て比較できます。

障がい者施設課長

まず、アンケートの調査対象者数についてですが、板橋区内における小学校入学前の子どもをもつ親の数を確認して、割合を求めて実施したわけではありません。障がい者、高齢者へのアンケートと合わせて、子育て層についてもアンケートを実施してはというご意見をいただきまして、子育てサークル等をあたらせていただいたということです。

実施の時期についてですが、障がい者、高齢者へのアンケートと同じ時期に実施ということで、この時期に実施いたしました。

会長

いろいろなご意見があると思いますが、もう一回やるというわけにもいきませんので、これはこれとしてご理解いただきたいと思います。ただ、確かに、季節によって問題が変わってくるということがあります。また、雨の日は違うということがあります。これから、こういった調査をやる場合には、そういった問題もあからさまになるといいのかなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

委員

今回の報告資料を見ておりました、歴史的に、昔はどうだったか、今はどうかということを考えました。例えば道路のバリアについて調査すれば、昔とあまり変わらない比率で結果がでるのではないかと思います。しかし、実際には、昔より今のほうがよくなっているはずで、そういったことで、少しほじくり返すような部分もあるように感じました。自分で注意しなくてはならない部分というのもあります。人に求めすぎる福祉というものには、私はあまり賛成できません。個人が責任を持ってやっていくのが本当ではないかと

思っています。

それと、私の個人的な体験上一番気になっていきますのは、自転車です。私は、運転もしますし、歩行者の一員でもあります。危険そのものという感じがいたします。自転車に関するマナー、教育については、警察はもっともっと本腰をいれて取組んで欲しいと思います。非常に自分本位な運転が目立ちます。社会生活をする以上は、お互いが譲り合う必要があると思います。

バリアフリーにつきましても、今後はエレベーターなど、不便の解消から快適の追求に焦点が移ってくるのではないかと思います。そうなりますと、欲求というのはきりがありませんので、ある程度で満足するという気持ちも必要かなと思っています。

会長

事務局のほうで、過去のデータと比較できるような資料はあるのでしょうか。

障がい者施設課長

以前「バリアフリー総合計画」をつくったときに、アンケートを実施しておりますが、設問等が違っておりますので、単純な比較はできないと思います。

会長

東京都では5年ごとに過去と同じ設問でアンケートを実施しています。例えば「バリアフリーという言葉を知っていますか」、「心のバリアフリーはよくなっていますか」という設問を、過去の調査結果と比較することによって、それが進んでいるかどうか測ることができます。これを契機として、何年後になるかわかりませんが、次回以降、比較できるようにしていただければと思います。

それから、自転車の問題について、区ではどのような取り組みがありますか。

交通安全担当係長

今、ご指摘のありました自転車利用者の交通マナーの低下については、大きな社会問題となっております。自転車と歩行者の死亡事故も発生している状況でございます。自転車も道路交通法に定める「車両」でございます。交通規則を守る義務がありますが、自転車利用者のなかには免許を持っていない方もいらっしゃいます。理解していただくのが難しい問題となっております。

区としましては、子どもの頃から、自転車の正しい乗り方やルール、マナーを指導していくのが大切だと考えております。事業としては、小学生に対しての交通安全の講義、実技テスト、小学校単位で自転車の免許証を交付する事業など、中学生に対しては、スタントマンを呼んで、交通事故を実際に見てもらおうという事業などを実施しています。最近では、傘をさしながら、携帯を見ながらの自転車の運転も違反になりますので、そういったことも教育していきたいと考えております。

会長

ありがとうございました。自転車の問題は大変重要な問題でして、今お話があったように死亡事故さえおきています。私の経験からいいますと、マナーの悪さも、若年者と高齢者で違っているようです。若い人は、自信があるのでしょうか。ちょっとした隙間にもすりりと飛び込んできます。高齢者は、どちらかという、歩行者の後ろから来て、チリンチリン鳴らす場合が多いようです。このように、マナーの悪さも内容が違っていますので、マナーの向上についても、それぞれ違った工夫が必要になるということをご理解いただきたいと思います。

それから、「道路交通法の車両になる」という意識は、区民一般にはほとんどないのではないのでしょうか。これについては、もっと周知していかななくてはならないし、携帯電話をかけながら、傘をさしながら運転してはいけないということも、もっと区民の皆さんに知らしめていく必要があると思います。

最後に全体のまとめをさせていただきます。今、ご報告いただいたアンケート調査についてですが、大変よくまとまってきたと思います。ただ、最終的には、子育て層、障がい者、高齢者との比較を、なんらかの形で書類にまとめる必要があると思います。といいますのは、資料3、資料4をじっくり読む人はなかなかいないと思います。そうしますと、資料3、資料4を含めて全体を区民の皆さんにわかてもらおう、言いたいこと、お伝えしたいこと、あるいは行政の関係部局にわかてもらいたいこと、それを、ある程度誰が読むかターゲットを絞ったまとめ方をしていく、そのなかで、高齢者の皆さん、障がい者の皆さん、あるいは、子育て層の皆さん、そういった人たちに同じような傾向で若干の違いのあること、それから、はじめから傾向が違う、それぞれ特有の問題、そういうことをわかりやすい形で整理していただいて、これを関連部局の皆さんに説明をしてもらいたいと思いました。アンケート調査を行政施策にどう反映させていくのか、前回は質問がありました。まず、できることはそこからではないかと思えます。

議題は以上ですが、最後に、都営三田線板橋区役所前駅の階段昇降機の使用について、区民から東京都交通局に要望が出されているそうです。これについて、東京都交通局より説明をいただきます。

委員

東京都交通局では、お客様からのご意見、要望について、「お客様の声カード」という形でいただきまして、今後の運営やサービスの参考とさせていただいております。その一つとして、板橋区役所と隣接しております都営三田線板橋区役所前駅の階段昇降機について、ご要望をいただきました。東京都交通局では、エレベーターによる垂直移動を確保するというところで、各駅整備改良を進めているところでございます。この板橋区役所前駅についても、本年3月に、上りホーム、下りホームともエレベーターによる垂直移動を確保することができました。この「ワンルート」の確保に伴いまして、それまで、代替施設としてご利用いただいていた階段昇降機の使用を停止いたしました。この階段昇降機の使用停止に伴いまして、「雨天時に、階段昇降機を利用した場合、板橋区役所の屋根のある通路に出られるため、雨にぬれずにすんだ。しかし、エレベーターを利用した場合、雨にぬれてしまうので、階段昇降機を継続して利用させて欲しい」という要望をいただき

ました。階段昇降機という機械を安全に利用していただくには、日頃からの整備が必要であり、整備の費用的な負担が出てきます。また、駅員の業務量等も考慮する必要があります。主な理由としては、経費を削減したいということになりますが、東京都交通局としては、階段昇降機は停止するという、その代わりにエレベーターをご利用いただきたいという回答をさせていただきました。

会長

ありがとうございました。実は、私は、駅用階段昇降機が生み出されるときに、国土交通省の外郭団体である日本建築センターというところで開発の研究会をさせていただいておりました。ひとつ覚えているのは、階段昇降機の移動部分は本当はレールから外して、駅長等の管理する場所で保管しなくてはならないというルールがあったことです。ところが、現実には乗降客の通る階段のところに置いたままになっています。その後、取扱いが変わったかもしれませんが、当初のルールには反しています。ということは、もっと安全に利用できるということが、第一です。それから、維持管理の問題があります。私の考え方をいいますと、まずは、すべての都営地下鉄の駅に上り下りともエレベーターをつけることが最優先ではないかと思います。経費削減とおっしゃったのは、そういう背景があつてのことと推測いたしました。そういうことで、東京都交通局の考え方についてご理解いただきたいと思います。

それでは、事務局から今後の会議の運営等について何かありますでしょうか。

障がい者施設課長

次回の開催日程については、未定ですので別途お知らせしたいと思います。

いくつか、お知らせをさせていただきます。机上に平成 21 年秋の全国交通安全運動のチラシを置かせていただきました。それから、当課の事業として、福祉のまちづくり施設整備助成事業というものを行っておりまして、共同住宅に手すりをつけたり、飲食店等のバリアフリー改修工事をする際に費用の助成を行っています。9 月 1 日から 30 日まで募集をしておりますので、興味のある方はぜひご相談いただきたいと思います。また、必要な方について心当たりのある場合はご紹介いただければと思います。さきほど、バリアフリーマップの作成についてお知らせしましたが、そのなかで民間の店舗などバリアフリーの整備がされているお店ですとか、障がい者、高齢者の方が利用しやすいようなサービスをされている店舗等を紹介することを予定しております。自薦、他薦で民間の店舗等を募集いたしますので、ご存知のお店で、障がいのある方が利用しやすいお店がありましたらご紹介いただきたいと思います。

会長

机上に配付された、秋の交通安全運動のチラシに「飲酒運転を見逃すまい」と書いてありますが、これは自動車だけではなく、自転車も飲酒運転になります。あくまでも、自転車も車両ですので、「自転車は酔っ払って運転してはいけない」ということを肝に銘じていただきたいと思います。

それでは、本日はこれで閉会としたいと思います。ご協力ありがとうございました。